

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和 7 年 3 月 27 日 開会時間・午前・午後 1 時 23 分 閉会時間・午前・午後 2 時 13 分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 川柳 雅裕 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 森教育長 國枝専門官 鷺野技術専門員 吉村市長室長 堀総務部長 山並企画部長 奥田消防長 不破教育委員会事務局長 伊藤秘書広報課長 岩田職員課長 田中総合政策課長 金子総合政策課長補佐 入江消防総務課長 高橋学校教育課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	1 協議事項 ・開庁時間の変更について ・羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）第 1 期実施計画の策定について ・岐阜羽島インター南部西側の産業業務地区 A 及び B における企業誘致について ・幼保小連携推進協議会からの答申について ・小型動力ポンプ普通積載車（2 台）の更新について ・その他	

【開会＝午後 1 時 23 分】

野口議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

野口議長

傍聴を許可いたします。協議事項に入る前に、4月1日より副市長に就任されます、國枝篤志さんと鷺野俊樹さんから、就任にあたっての挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

國枝専門官

お時間を賜りましたので、一言ご挨拶を申し上げます。先ほどの本会議におきまして、新たな羽島市副市長として選任のご同意をいただきました國枝篤志でございます。

私は市長室長の職を最後に、令和5年3月末をもって定年を迎えました。市役所職員として秘書広報課に長く勤務をしたことで様々な経験をさせていただき、その後も再任用され、引き続き専門官として2年間勤務しておりました。

この度、私を副市長の1人として選任同意いただきましたことに感謝を申し上げます。それとともに、これまでの経験を活かしながら、特に危機管理対応に力を尽くし、引き続き松井市長のもとで、市行政の着実な推進に取り組んでまいります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

鷺野技術専門員

副市長の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。鷺野と申します。

私は元岐阜県の職員でありまして、県土整備部、都市建築部において勤務しておりました。そのほか、市町村派遣として、羽島市、郡上市、白川村と3度の派遣を経験しております。

そういった過去の経験も活かしまして、副市長の1人として、市長のもとで市政の推進に努めてまいりたいと思っております。皆様のご指導ご鞭撻をこれからもお願いいたします。

野口議長

よろしくお願いいたします。ここで新副市長はご退席いただいて結構でございます。

	〔新副市長退席〕
野口議長	初めに総務部より報告願います。
総務部長	開庁時間の変更についてご報告いたします。今定例会の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、本市では働き方改革の一環として、働きやすい職場づくりを推進するため、開庁時間を変更する予定です。 現在、市役所での来庁者の応対や電話応対は、午前8時30分から午後5時15分までとなっていますが、令和7年7月からは午前8時45分から午後4時45分までとし、45分間短縮するものです。職員の勤務時間自体は午前8時30分から午後5時15分まで変わりはございません。対象となる施設は、情報・防災庁舎を含めた市役所本庁舎全体で、ほかの公共施設や貸館業務のある施設は除いております。 また、午前8時30分から午前8時45分までと、午後4時45分から午後5時15分までは来庁者応対や電話応対をいたしません。緊急の場合には、休日夜間窓口での取り次ぎや代表電話で応対ができるようにいたします。 今後の予定としては、4月から6月の3ヶ月間をかけて、資料に列挙したような周知を行ってまいります。 なお、この変更に伴い、休日窓口業務の受付も午前8時45分から開始することといたします。 2ページ以降につきましては、取組の目的、効果、データをまとめていますので、ご一読をお願いします。
野口議長	ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。
	〔発言する者なし〕
野口議長	次に企画部より報告願います。
企画部長	企画部からは2件報告いたします。まず、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）第1期実施計画」の策定についてです。資料に沿ってご説明いたします。 4ページ「第1章 実施計画の概要」をお願いします。総合計画の基本構想につきましては、今定例会におきまして議決いただき、ありがとうございました。この基本構想に基づき、令和7年度から10年度までの4年間を計画期間とする、第1期実施計画を策定いたしました。 なお、本計画の策定にあたりましては、羽島市総合計画

審議会でのご審議や市民アンケートなどの各種調査、15 歳以上 35 歳未満の方々による U35 羽島若者会議、パブリックコメントによる市民の皆様のご意見等を踏まえ、とりまとめを行ったところです。

5 ページをお願いします。「2 実施計画について」ですが、本実施計画は、人口減少や少子高齢化への対応、社会資本の老朽化、DX、GX の更なる推進、誰もが暮らしやすい包摂社会の実現等の課題への対応を図り、基本構想に掲げる将来都市像を具現化するため、「3 実施計画に掲載する事業」において、市が主体的に取り組む事業、国・県が事業主体で市が財政的に関与する事業、市が市民や団体等へ財政面等で支援を行う事業等のうち、計画期間内に優先的に実施する事業を掲載しております。

なお、計画に位置づけた事業の実施期間や実施方策等については、各年度の予算において調整してまいります。

6 ページ「第2章 重点項目」ですが、こちらは本計画における施策事業のうち、市を取り巻く社会情勢や市民が望むまちの姿等を踏まえ、重点的に取り組むものを重点項目および重点事業として位置づけております。

重点項目は「1 命と暮らしを守る」、「2 次代を担う人材の育成」、「3 持続可能なまちの形成」の3項目を掲げ、その重点項目に資する事業を重点事業として、合計26事業を位置づけております。

8 ページ以降の「第3章 分野別計画」には、市民の皆様などとの協働、共創によるまちづくりを一層推進するための基本目標を定めております。また、分野の体系ごとに現状および課題を踏まえたうえで、施策事業、目標指標を定め、協働の考え方を明示しております。

事業数が多数ありますので、重点事業の26事業についてご説明いたします。

「基本目標Ⅰ ともに支える 健やかに暮らせるまちく 健幸・福祉」の「分野1 地域福祉」につきましては、10 ページの「虐待・DV・自殺防止対策の推進」を「重点項目1」に位置づけております。

「分野2 高齢福祉」につきましては、13 ページの「高齢者の介護予防・重度化予防の推進」を「重点項目1」に位置づけております。

「分野5 健康づくり」につきましては、22 ページの「生活習慣病の予防」を「重点項目1」に位置づけております。

「分野6 地域医療」につきましては、25 ページの「市民病院事業経営の健全化」を「重点項目1」に位置づけて

おります。

「基本目標Ⅱ ともに拓く 学びはぐくむまち＜子育て・学修＞」の「分野１ 子育て」につきましては、30 ページの「保育園・認定こども園等の改修整備の推進」、32 ページの「学校給食費無償化の推進」をそれぞれ「重点項目２」に位置づけております。

「分野２ 学校教育」につきましては 35 ページの「ICT を生かした個別最適な学び」、36 ページの「学校教育施設空調設備の計画的な導入」を「重点項目２」としています。

「分野３ 地域教育」につきましては、38 ページの「部活動の地域移行・地域展開」を「重点項目２」に位置づけております。

「分野４ 生涯学習」につきましては、42 ページの「地域づくり型生涯学習の推進」を「重点項目２」に位置づけております。

「基本目標Ⅲ ともに創る 活力・にぎわいのあるまち＜産業・交流＞」の「分野１ 農業」につきましては、49 ページの「認定農業者・新規就農者等への支援」を「重点項目２」、「スマート農業の推進」を「重点項目３」に位置づけております。

「分野２ 商工業」につきましては、53 ページの「創業支援事業」を「重点項目３」、「若者の定着支援」を「重点項目２」に位置づけております。

「基本目標Ⅳ ともに助け合う 安全・安心なまち＜市民生活＞」の「分野１ 防災」につきましては、63 ページの「自主防災事業」を「重点項目１」に位置づけております。

「分野２ 消防」につきましては、68 ページの「消防庁舎や消防緊急指令施設の計画的な整備」を「重点項目１」に位置づけております。

「分野４ 環境保全」につきましては、74 ページの「省エネルギー化に向けた取組推進」を「重点項目３」に位置づけております。

「分野５ ごみ・衛生」につきましては、78 ページの「次期ごみ処理施設整備事業の推進」を「重点項目３」に位置づけております。

「基本目標Ⅴ ともに築く 便利で快適なまち＜都市基盤＞」の「分野１ 道路」につきましては、84 ページの「適切な都市機能の配置」を「重点項目３」に位置づけております。

「分野４ 上下水道」につきましては、93 ページの「管

	路整備事業（水道）」を「重点項目 1」に位置づけております。 95 ページに記載してあります、各基本目標を下支えする「持続可能なまちづくりを支える考え方」の「分野 1 多様な主体との協働・共創」につきましては、97 ページの「まちづくりへの参画の促進」を「重点項目 3」に位置づけております。 「分野 2 DX・GX の推進」につきましては、100 ページの「ICT 等の導入・利活用の推進」と 101 ページの「ゼロカーボンシティ達成に向けた市民等への意識啓発」を「重点項目 3」に位置づけております。 「分野 6 安定した自治体経営」につきましては、112 ページの「健全な財政運営」、「EBPM による事務事業等の見直し」、「公共施設等の老朽化への対応」を「重点項目 3」に位置づけております。 なお、116 ページ以降に目標指標の定義と用語説明を整理しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。 今後、計画の進捗管理を行い、必要に応じた計画の見直しを図りながら、基本構想に定める将来都市像の実現に向けた取組をさらに進めてまいります。
野口議長	ただいまの報告について、ご質問はございますか。
佐藤議員	84 ページの「分野 1 道路」の目標指標のうち、「橋梁の健全性診断区分」が現状値 0.56%から 0%ということで、数値が落ちている理由を伺います。
企画部長	120 ページに用語の説明がありますが、こちらは定義されることによってリスクがありますので、現状より低い値としております。
佐藤議員	87 ページ「分野 2 公共交通」の施策事業として「広域的な公共交通の確保・維持」とあります。これは電車の本数を増便するということですか。
企画部長	本市においては名古屋鉄道と東海道新幹線の 2 つの鉄道事業者がございしますが、双方に対してそれぞれ要望活動を実施しています。東海道新幹線に対しては、ひかり号の停車増を要望しているところです。名古屋鉄道に対しても、夜間の停車数が、コロナ禍もあり減便された実情がございしますので、まずはコロナ禍以前に戻すよう、継続的に要望

野口議長	活動を行っているところでございます。 ほかに質問はございますか。 〔発言する者なし〕
野口議長	引き続き企画部より報告をお願いいたします。
企画部長	「岐阜羽島インター南部西側の産業業務地区 A 及び B における企業誘致について」をご説明いたしますので、資料のご確認をお願いいたします。 本件については、今定例会の一般質問において複数回のご質問をいただき、ご答弁申し上げましたとおり、先般、優先的に交渉を行う企業として選定された霞が関キャピタル株式会社から、その立場を辞退する旨のお知らせをいただいたところです。 当該地区における企業誘致については、これまでも応募要件や選定方法などを地権者との協議のうえで決定し、手続きを進めてまいりました。今後の進め方についても、基本的にはこれまでと同様に、地権者の同意を得て、民有地のまま、企業と地権者との交渉により用地を確保して開発する方法に基づき、市が企業募集を行い、応募があった企業を地権者に紹介する流れで進めてまいります。 配付資料の「公募概要」をご覧ください。「応募資格」といたしまして、「応募企業が自ら用地を確保し、当該地にて事業を行うこと」を条件としています。 また、これまでと同様に「地区計画道路築造に全面的に協力すること」とするとともに、「税の滞納がないこと、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力関わりがないこと等」を条件としています。 次に「応募方法」といたしましては、令和 7 年 4 月上旬に募集要項の配布を開始し、提出期間を 5 月上旬から 7 月上旬までの 2 ヶ月程度確保することとしています。 次の「応募後の流れ」ですが、企業が地権者に説明会を開催し、進出企業の候補を決定したのちに、当該企業が地権者との用地確保に係る条件交渉を開始いたします。 当該交渉の妥結後、企業が進出事業に着手することとなっており、また、同意を得られない地権者の用地を外してもなお、事業実施の意志がある場合は当該事業を進めることとしております。 次に「今回の変更点」でございますが、企業進出の確度

	をさらに向上させるため、「区画単位で募集・受付する」、「応募企業は実際に当該地にて事業を営む予定である企業とする」、「区画の一部を開発する計画において、残された用地の今後の開発や土地活用を阻害しかねない応募については落選とする」ことの３点を変更し、改めて企業募集を行ってまいります。
野口議長	ただいまの報告について、ご質問はございますか。
佐藤議員	事業進出希望届等の提出の方法について郵送、FAX、メールは不可としているのは何故か、伺います。
企画部長	４年前の当初の募集と同様の取り扱いとしています。こちらは書類のチェック、企業の意思をしっかりと確認するために、窓口での対応とさせていただいているところです。
野口議長	そのほかに質問はございますか。 〔発言する者なし〕
野口議長	次に教育委員会より報告願います。
教育委員会事務局長	羽島市幼保小連携推進協議会からの答申についてご報告いたします。教育委員会では羽島市幼保小連携推進協議会を令和５年１月に立ち上げ、「学びの連続性に配慮した幼保小の連携のあり方について」と、「生涯にわたる学びや生活の基盤を培う幼児教育のあり方について」の２つの諮問事項について、６人の委員が５回にわたり審議を進めてまいりました。 資料には、令和７年１月１７日に開催した、第６回羽島市幼保小連携推進協議会における答申の主な内容を記載してあります。 内容は、「幼保少の職員が互いの教育・保育への理解を深める」、「園での遊びや活動を踏まえた小学校教育を実施する」、「小学校区ごとに架け橋期のカリキュラムを作成し、それを評価改善する」、「幼保小連携の取組をリーフレットにまとめ、保護者や地域住民に配布し、周知すること」などでございます。 以上の審議結果を踏まえまして、今後は各小学校等、各幼児教育施設等と協働し、この答申を実践する形で幼保小連携を進めてまいります。

	なお、詳細につきましてはタブレットの資料をご覧くださいと思います。ご質問等がありましたら、教育委員会事務局までお問い合わせください。
野口議長	ただいまの報告について、ご質問はございますか。 〔発言する者なし〕
野口議長	次に消防本部より報告願います。
消防長	消防本部からは、消防団に配備しております消防ポンプ自動車2台の更新について報告いたします。資料をご確認ください。 「写真1」は足近および小熊分団に配備しております、ともに平成12年式の消防ポンプ自動車を小型動力ポンプ普通積載車に更新いたします。1tトラックシャーシをベースとした2輪駆動式で、6人乗りでございます。 「写真2」をご覧ください。シャッター式の資機材収納ボックスを設けることで、走行時における資機材の落下防止が図られ、ホースなどの取り出しも容易となり、迅速な消火活動が行えます。 「写真3」をご覧ください。通常の活動時は小型動力ポンプを積載したまま消防水利から給水し、放水することができるとともに、地震により瓦礫等で道路が寸断され、先へ進入することができない場合でも、小型動力ポンプを下ろして活用することができます。 なお、この車両は明日、3月28日に納車され、4月2日に貸与式を行った後、納入業者から操作方法等の説明後、運用開始を予定しております。
野口議長	ただいまの報告について、ご質問はございますか。 〔発言する者なし〕
野口議長	執行部の皆さんありがとうございました。退席していただいて結構でございます。 〔執行部退席〕
野口議長	執行部への提言についてですが、常任委員会から執行部への提言書がタブレットに入っています。こちらを市長へ

花村議員	手交しに行きたいと思いますので、各常任委員会と議会運営委員会の正副委員長は、私と副議長と一緒に市長公室までご足労願います。ほかに何かございますか。 今回の副市長の人事案件の取り扱いについて、定数条例の改正の議決前に候補者名の新聞発表があったことは、大変遺憾に感じております。 副市長については、定数を当初の1人から2人にする条例改正案があったんですが、本来はこの議案を議決してから人事案件が出るべきであります。副市長を2人にするのが決まっていないのに、2人の候補者名が新聞報道されたことは大変な議会軽視ではないかと思いますので、議長から市長に対して、こういったことをやらないように強く抗議していただくことを要望します。
野口議長	私は何も問題ないと思っていますので、行政側に抗議をする必要もないと思っています。 その理由として、当初予算の編成については、議員に対して説明があって、その後、行政側は記者会見をして、翌日に新聞報道されますよね、議案として可決されていないのに。それなのに、副市長の人事案件は報道を規制するように言うんですか。予算がよくて人事案件はよくない理由が分からないです。
花村議員	ほかにも1点あります。今回、2人の人事案件について議会運営委員会が3月24日に開かれました。通常、追加議案は最終日、今回でいえば27日の本会議開会前に議会運営委員会が開かれ、説明を受けるものです。 今回、通常のスケジュールよりも早く議会運営委員会が開かれて2人の候補者名が出たことについても、執行部側の都合が優先されたものと感じ、議会軽視であると考えております。
野口議長	議長から行政側に対しては、今回の件に限らず、すべてのことについて、なるべく早くご報告いただくようお願いしております。 私は、いたずらに報告を遅らせて、審議や協議する時間、各議員が判断する時間が少なくなるほうが議会軽視だと思っています。今回、早めにご報告いただいた行政側の対応は何の問題もないと考えています。

山田議員	花村議員が言うとおりで、議長は予算のことを言われますが、予算とは性質が違うと思います。
野口議長	プロセスは一緒でしょう。予算も可決されて成立するものですから。
山田議員	そうではないと思うけどな。こういったことは研究したほうがいいよ。
野口議長	現時点で抗議するつもりは一切ありません。
近藤議員	議員から手順がおかしいのではないか、という話があったわけですから、事務局から公平な立場で全国議長会や議会運営に詳しい方に話を聞いていただき、そして報告、説明をお願いしたいと思います。議長判断も結構ですが。
野口議長	確認して報告しますが、私の考えは変わりません。ほかに何かありますか。
近藤議員	本日、定例会最終日の討論において、一議員が自身の討論中に、別の議員の討論中の発言を評価したような発言をされました。こういった発言はまったくよろしくないと思いますので、今後、こういったことがありましたら、議長から注意をお願いします。
野口議長	議会運営に関する書籍によると、「討論は、意見の異なる相手を自己の意見に同調させるよう努める発言」になります。今回もそのような討論だったと思いますので、何の問題もないと思っています。
藤川議員	そもそも、議会で論を戦わせることは議員の役割じゃないんですか。議員として己の考えを議場で主張することは議員として当たり前のことです。もし自分の考えを否定されたくないなら、発言しなければいいじゃないですか。 討論というのは論を戦わせる場なんですよ。ほかの議員が意見を言ったことに対して何か言うのは間違っているというのは、議員としていかがなものかと思いますよ。議場という場で論を戦わせなくてどうするんですか。 討論の意味をしっかりと理解したほうがいいと思います。賛成の意見を述べる、反対の意見を述べる、そしてそれにその理由を添える。それぞれの議員が自由に発言でき

	なくてどうするんですか。自分の考えと違う議員をそうやって潰そうとするんですか。それこそ議員としてあるまじき発言だと思います。
近藤議員	藤川議員がいつもほかの議員の意見を潰してるんですよ。
野口議長	私は問題ないと思っています。別件ですが、討論中に市長不信任という言葉を使うのもおかしいと思いますよ。行政側に対する脅しのように感じました。
栗津議員	市長不信任という言葉を使ったのは私の考えです。議長は議長の考えがあっていいですが、私は市長不信任に値するくらいの行為だと思ったんです。
	〔「その人の思いなんだから」と呼ぶ者あり〕
野口議長	その人の思いであればいいのなら、藤川議員の発言も問題ないと思います、自分の思いなんですから。 ほかに何かありますか。
佐藤議員	政務活動費について、4月1日以降に運用が変わるということですが、領収書のコピーを事務局で保管していただきたいと思います。その件で事務局に話をしたときは、他自治体でもそういった事例はあまりないという話をいただきましたが、全国の自治体で政務活動費が問題になっていることを考えると、領収書のコピーの保管は一つの方法かと思います。 私は政務活動費を増額してもいいんじゃないかと思っていたんですが、リスクが高くなる仕組みになるのであれば、そもそも制度を廃止したほうがいいんじゃないかという気持ちにもなっています。全国的に不正事案、不適切利用の報道がありますが、そういったことが起きたときに善後策の会議を開くのも負担ですし。
議会事務局長	政務活動費につきましては、羽島市議会政務活動費の交付に関する規則の「会計帳簿等の整理保管」において、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。」とありますので、本

	来は会派で保管していただくものです。 議長は収支報告書を提出期限の日から起算して5年間、保管することになりますが、こちらは会計帳簿ではなく収支報告書になります。
野口議長	会派で責任を持ってやっていくということで。 ほかに何かございますか。
栗津議員	先ほどの藤川議員の討論の話ですが、今回は私が先に討論しましたが、その内容が気に入らないから批判したということですよ。そうであれば、私にも再度発言する機会がないと。
野口議長	ルール上そのようなことになっておりませんので。
栗津議員	討論の順番が後の議員は批判できるけど、先に討論する議員は批判できないことになってしまう。私も藤川議員の発言に対して発言したいですよ。ただ、そういうことをやっていると討論が終わらなくなってしまうから、この話をもっと議論を深めないといけないと思うよ。
野口議長	栗津議員に対して、別件ですが、なぜ質疑のときに自分の意見を言うんですか。確かに各議員、質疑のために若干の話をしないとイケないことはあると思いますし、それは議長として止めていませんが、今回、注意したにも関わらず質疑し続けた理由は何ですか。
栗津議員	今回はいわゆる前段というか、説明をしないと皆さんが分からないから言っただけです。
野口議長	質疑は議案の分からないところを行政側に聞くんです。説明する場じゃないんですよ。
栗津議員	質問するために説明が必要なんですよ。こういう状況だから質問をするんだという。
野口議長	端的に言うと長すぎます。会議録でほかの議員の質疑を確認していただきたいと思います。
栗津議員	今後、短くするつもりはありますが、質問に関する説明は言わないと。

豊島議員	私も各委員会で質疑をしたときに、お願い事や要望を言って注意されたことがあります。質疑は議案に対して質問するのであって、それが一般質問と違うところだということです。私もそのとおりだと思っております。
野口議長	会議録を見ていただいて、しっかりと質疑をしていただきたいと思います。これにて全員協議会を閉会します。 【閉会＝午後２時１３分】